

ペットの
飼い主の
みなさん!

あなたは
飼い主の責任
を
果たして
いますか?



■ 飼い主の責任

終生飼養 動物にも大切な命があります。最後まで責任と愛情を持って飼育してください。繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。

所有明示 首輪や名札、マイクロチップ、鑑札(犬の場合)などを装着し、飼っている犬や猫であることを明らかにしましょう。

ルール・マナー 社会のルールとマナーを守り、適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。(ふんは必ず持ち帰る、放し飼いをしない、無駄吠えさせない など)



名札

鑑札

登録と予防注射を受けましょう!

飼い犬には、狂犬病予防法による登録と、年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



! 猫の飼育について

室内で飼いましょう

けんかや交通事故でケガをしたり、病気に感染するのを防ぐことができます。

野良猫に無責任にエサを与えないでください。

エサを与えているあなたは飼い主です。無責任にエサを与えるのではなく、飼い主としての責任と愛情を持って不妊去勢手術を行い室内で飼いましょう。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすると2年以下の懲役又は200万以下の罰金に、エサや水を与えずに衰弱させたり、病気を放置して衰弱させたりするなどの虐待を行った場合は100万以下の罰金が科せられます。また、愛護動物を遺棄した場合も、100万以下の罰金が科せられます。

問合せ先

東部生活環境事務所 TEL 0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局 TEL 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9320
県庁くらしの安心推進課 TEL 0857-26-7877

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/animal/>